

■ 基本編

1 司法試験・予備試験の答案の枠組み～法律答案のルールに従う～

【法律答案のルール】

- ① 事実と法的概念（条文、基本原理等）を用いた問題提起
- ② ①で問題となった法的概念の適用範囲の画定（判断枠組みの画定・規範定立）
- ③ ②で画定した適用範囲に対する問題文の事案の具体的検討（あてはめ）
- ④ ③の検討の結果として、①で提起した問題提起の結論

2 答案の大枠から、論証まで、上記法律答案のルールを徹底

【「憲法上の問題点を論ぜよ」などと問われるときの枠組みのイメージ】

1 本件法律により、～の…という自由が制約されているが、合憲か … **大枠①**

(1) 本件自由の憲法上の「保障」の有無

プライバシー権が13条により保障されるか … **中枠①**

13条後段は人格的生存に不可欠な権利利益を「幸福追求」権として保障

… **中枠②**

プライバシー権は人格的生存に不可欠な権利

… **中枠③**

したがって、プライバシー権は「幸福追求」権として13条で保障される

… **中枠④**

(2) 「制約」の有無の認定→しかし、絶対無制約ではなく、「公共の福祉」（13後段）の観点から、一定の目的の下に権利を制約することは憲法上許容されている（制約の「可否」の認定）。では、本件制約が「正当化」されるか。

2 上記制約が公共の福祉の観点から「正当化」されるかの審査基準設定

… **大枠②**

3 上記審査基準へのあてはめ

… **大枠③**

4 よって、本件法律は、～の…という自由を侵害し、「公共の福祉」による制約の範囲外といえるため違憲である。 … **大枠④**

自由権について、憲法上は要件と効果が明確ではない。そのため、上記のような三段論法を自ら作り上げる必要がある。いわゆる「人権処理手順」「三段階審査論」は、上記法律答案のルールに従った憲法答案作成のための一つのツールと考える。